

2026年4月10日
環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平
担当ワーキンググループ主査 石田 健一

エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期東部延伸事業
(協力準備調査(有償))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2024年10月11日(金) 13:59～17:03
- ・場所：JICA 本部（2階202会議室）及びオンライン
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、奥村委員、小椋委員、鋤柄委員、谷本委員、林委員
(谷本委員はメール審議にて参加)
- ・議題：エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期東部延伸事業（協力準備調査(有償)）に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) 【事前配布資料】エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期東部延伸事業（協力準備調査(有償)）SC案
 - 2) 回答表

追加ワーキンググループ会合

- ・日時：2026年4月6日(月) 13:57～17:30
- ・場所：JICA 本部（2階202会議室）及びオンライン
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、奥村委員、小椋委員、鋤柄委員、谷本委員、林委員
- ・議題：エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期東部延伸事業（協力準備調査(有償)）に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) 【事前配布資料】(追加WG) エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期東部延伸事業
 - 2) 回答表
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

全体会合（第178回委員会）

- ・日時：2026年4月10日(金) 13:59～17:32
- ・場所：JICA 本部（2階202会議室）及びオンライン

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. 世界遺産の下で地下鉄のトンネル工事を行う際に、地下埋設物に遭遇した場合には、工事を中断し、専門家や有識者による埋設物の調査の実施を事業実施機関等と合意すること。
2. 世界遺産における地下鉄工事（トンネルを含む）の実施をエジプト政府や関係機関が法的に認めるとしても、JICA は国内外の人々からの問い合わせがあった場合には、納得するような説明を行うこと。

代替案検討

3. ルート代替案の比較については、今後の調査結果を用い、評価項目の詳細な定義、その選定の妥当性、評価項目の重みづけ、各評価項目間の整合性および評価値の妥当性について改めて確認するとともに、各評価値がどのような根拠で当該の値になったのかについて DFR に記述すること。
4. 特に、代替案比較に用いた世界遺産地区への影響およびアクセスに係る項目と重みづけについて、十分な背景と根拠を DFR に記述すること。
5. 事業の Phase 2 および Phase 3 のルート代替案検討においては、環境社会配慮上から重要な、あるいは、鍵となるような箇所では写真や図も用いながら代替案としての路線を詳細に検討することが重要である。そのため、路線案毎に適切な距離で区切りそれぞれの区切り毎に詳細な検討を示すこと。それらをスコーピング段階におけるステークホルダー協議においても情報提供を行うこと。
6. これまで、都市部における世界遺産を通過する地下鉄の整備に際して実施された、文化遺産への影響を回避・最小化するための多様な工夫と判断についてとりまとめる。その成果を本事業への参考とすべく DFR に記述すること。
7. エジプト国政府から要請のあった世界遺産のコアゾーンに駅舎が必要な理由（世界遺産および宗教施設へのアクセス）を DFR に記述すること。

環境配慮

8. 環境汚染に係るベースラインの調査に当たっては、必要に応じて Phase 1 の工事開始後のデータも参考にしつつ、Phase 2 や Phase 3 の工事開始前と工事開始後の適切な環境影響評価が可能になるように調査を進めること。

社会配慮

9. エジプト国では大深度地下利用を想定した法制度がなく、補償もないことを受け、同国の土地所有権が及ぶ法的な範囲を調査すること。

10. 工事境界のフェンスが店舗の前面に立てられる商店に対する営業休止期間の補償に際しては、工事期間中のみならず、閉店準備、再開店準備期間も含めた休業期間中の収益補償について、従業員の給与補填も念頭に、適切な補償単価の設定となるよう実施機関に申し入れること。
11. 調査予定地周辺の文化遺産や宗教施設については地域の人たちが伝統的に活用してきた施設等も含めて詳細調査を行い、その結果を DFR に記述すること。
12. エジプト国では、不動産の登記制度はあるが、すべての土地が登記されているわけではないこと、また、商店においては、必ずしも正規の雇用契約が結ばれているわけではないことを受け、被影響住民や被雇用者に対しては、正規・非正規に関わらず、生計回復を念頭におき、実態に即した補償を行うよう実施機関と協議し、RAP に反映すること。

ステークホルダー協議・情報公開

13. 住宅や店舗の地下を通過する、あるいは、前面を通過することに対する住民や商店主の懸念事項等をステークホルダー協議で丁寧に集約し、意味ある協議になるように住民の合意形成を図り、苦情には適切に対応するよう実施機関に申し入れること。
14. 世界遺産地区において実施するステークホルダー協議では、同地区に駅を建設することについて、ステークホルダーからの意見を確認すること。また、それが確実に実施されるように詳細な実施計画を策定すること。

以 上